

質問第二号

諫早湾潮受堤防の開門等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年一月二十九日

松野 信夫

参議院議長 江田 五月 殿

諫早湾潮受堤防の開門等に関する質問主意書

国営諫早湾土地改良事業、すなわち諫早湾干拓事業が有明海の漁業に被害を及ぼしたとして、漁民らが潮受堤防の開門を求めた「よみがえれ！有明訴訟」において、佐賀地方裁判所は二〇〇八年六月二十七日、潮受堤防排水門の開放を命じる判決を出したが、国は同年七月十日に控訴した。その過程で、農林水産大臣と法務大臣との間で協議がなされたのであるが、当時の鳩山邦夫法務大臣は昨年十月に発行されたNPO法人地球船クラブの機関誌「地球船」七号にその経緯を記した寄稿文を発表した。この寄稿文の中に以下の記述がある。

私は農水省に対して意見を述べた。要は有明海全域の生態系が重要なので、何らかの開門調査が必要であり、それを農水省が約束しない限り私は控訴しないと。

農水大臣が二度法務大臣室にみえて、徹底的に話し合い、基本的に私の考えを了解してくれた。

① 農水大臣は開門調査をする腹を決めて、そのためのアセスを実施する。各地の漁業者の意見をよく聞いて、開門の方法を決める。

② タイラギ、クチゾコ、ムツゴロウ、ハゼクチ、キス、メカジヤ、アゲマキなど、有明海で激減して

いる水産資源を徹底的に調査して、その再生のために万全の措置をとる。

この二点の約束をとりつけた上で、私は福岡高裁への控訴の手続きをとったのである。

こうした寄稿文に関する事実と解釈を明確にしておくことは、今後の有明海再生について重要なことである。

よつて以下質問する。

一 前記寄稿文には、控訴手続きをめぐつて、農林水産大臣と法務大臣との協議は二度なされたとあるが、二度の協議はいつ、どこで行われて、それぞれの協議の場には、両大臣以外にどのような立場の公務員が同席していたか。

二 両大臣による二度の協議の経過及び結果は、どのような形で記録され、内容の確認がなされているか。今回の二度の協議について、文書で記録されている場合はその文書名を明らかにされたい。

三 政府は、鳩山元法務大臣が指摘している前記二点の約束は、これを遵守すべきものという認識であるか。

四 仮に遵守すべきものであるということであれば、具体的に何をどのような手順で実施するのか。開門調

査をする前提として環境アセスメントを実施するということでは、関係
各地の漁業者から意見を直接、聴取する予定があるか。

右質問する。

